

答申第 619 号

平成 28 年 8 月 8 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 27 年 7 月 10 日付けで諮問された漁業法に基づく特定聴取記録等一部非公開の件（諮問第 693 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 漁業を営む特定の個人の漁業法令違反事案に対する実施機関の処分及び今後の対応並びに聴取記録に記載のある、異議申立ての対象となった特定漁業協同組合の組合長の3箇所の発言のうち、最初のものについては、公開すべきである。
- (2) 実施機関が、前記(1)以外の異議申立ての対象となった箇所を非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成27年3月10日付けで、神奈川県知事に対して、漁業を営む特定の個人（以下「本件特定人」という。）の漁業法令違反事案（以下「本件事案」という。）に係る漁業法に基づく特定聴取記録等（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、神奈川県知事は、本件行政文書として、本件特定人に係る小型定置漁業許可に係る許可台帳、当該許可に係る起案文書、本件事案に係る実施機関の処分及び今後の対応並びに聴取記録が記載された起案文書（以下「本件聴取記録」という。）、特定の3漁業協同組合の共同漁業権行使規則並びに神奈川県海面における漁業の許可等に関する事務処理要領を特定した。

その上で、本件聴取記録以外の文書については、平成27年3月24日付けで公開決定を行い、本件聴取記録については、同日付けで公開諾否決定期間延長決定を行った。

平成27年4月28日付けで、本件聴取記録のうち、本件特定人の年齢に係る記載を条例第5条第1号、本件特定人が所属する漁業協同組合の組合長（以下「本件組合長」という。）の発言に係る3箇所（以下「本件組合長発言」という、記載の順に「本件組合長発言甲」、「本件組合長発言乙」、「本件組合長発言丙」という。）を条例第5条第2号、実施機関の本件事案に対する処分及び指導内容の検討に係る2箇所（以下「本件検討内容」という。）

を条例第5条第4号にそれぞれ該当すると判断し、当該部分を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) 異議申立人は、平成27年6月26日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分を取消し、個人に関する情報を除いた本件行政文書の全部の公開を求めるという異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書、非公開等理由説明書に対する意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第2号該当の点について

本号に該当するためには、主観的に他人に知られたくないという情報であるというだけでは足りず、情報を公開することにより、当該法人等の権利や公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であると解するのが相当であり、当該おそれがあるか否かの判断にあたっては、単なる抽象的、確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

実施機関は、不開示理由として本件組合長発言を公開することにより対外的な信頼関係が崩れ、当該組合の正当な利益を害するおそれがあるとしているが、本件組合長発言の内容は明らかでないものの、仮にその内容が本件特定人を擁護する発言だとしても、当然に対外的な信頼関係が崩れ、当該組合の正当な利益を害する客観的な蓋然性は認められないというべきである。

また、本件組合長発言は、個人的な見解に基づく発言である可能性も十分あり、その場合、そもそも法人等に関する情報に該当しないというべきである。

(2) 条例第5条第2号ただし書該当の点について

仮に、本件組合長発言が本号本文に該当するとしても、本件組合長発言は、同号ただし書きに規定する人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当するというべきである。

本件事案は、漁業関連法規に関する重大な違反行為であり、これにより関係漁業権者は、漁獲高の減少等の大きな被害を受けた。よって、情報を公開する必要性は、公開することによって損なわれる不利益を上回るものであり、「公開することが必要であると認められる情報」に該当するというべきである。

(3) 条例第5条第4号該当の点について

本号で規定する「おそれ」とは、単なる抽象的、確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきであり、それがあつか否かを判断するに当たっては、当該情報がどのような事務又は事業に関するどのような種類のものであるかなどといった一般的な性質から、当該事務又は事業の遂行を害する蓋然性があるか否かを客観的に判断すべきである。

本件請求で公開された情報により、本件事案とそれに対する県の対応の適用理由については、ある程度既に明らかになっている。そのため、本件検討内容が公開された場合、同様の対応をとれば嚴重注意で済むと考えることにより違反行為を助長し、漁業秩序の維持及び取締りという業務の遂行ができなくなるという実施機関の主張は、主観的・抽象的な可能性にすぎず、客観的な蓋然性は認められない。

また、本件検討内容は、県職員による発言であるところ、一般的な見地から指導等を行わなくてはならないはずであり、違反行為を助長する発言をしたとは考え難い。

4 実施機関（環境農政局農政部水産課）の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第2号該当性について

本件組合長発言は、本件組合長が、当該組合を代表する者として発言したものである。当該組合の内部管理の事項に属する情報であり、公開することで、当該組合の対外的な信頼関係が崩れ、正当な利益を害するおそれがある。

(2) 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件事案と異議申立人が主張する関係漁業者の漁獲高の減少には、因果関係はなく、生活又は財産への深刻な影響はないと考えられる。よって、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件検討内容は、本号アに規定する取締りに係る事務に該当する。本件事案について、実施機関が本件特定人を嚴重注意とした理由やその結論に至る対応等が記載されており、公開することで、漁業法令への違反行為があった際の実施機関の対応等が明らかになり、今後、違反行為が助長され、漁業秩序の維持及び取締りという業務が遂行できなくなるおそれがある。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件事案に係る小型定置漁業許可台帳、許可申請書、当該許可に係る起案文書、本件聴取記録、特定の3漁業協同組合の漁業権行使規則及び神奈川県海面における漁業許可等に関する事務処理要領である。

(3) 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

ア 当審査会で確認したところ、本件組合長は、実施機関の聴取に対して、当該組合を代表する者として発言をしており、本件組合長発言は、本号前段で規定する、法人等の当該事業に関する情報に該当すると認められる。

イ さらに、本件組合長発言を個別に見てみると、本件組合長発言甲は、本件事案に対する当該組合内部の管理体制の実情が記載されているものの、客観的にみて、本号後段で規定する、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められないことから、条例第5条第2号に該当しないと判断する。

ウ 一方、本件組合長発言乙及び本件組合長発言丙は、当該組合事業の性格等を勘案すると、その信用上の正当な利益を害するものであることが認められることから、条例第5条第2号に該当すると判断する。

(4) 条例第5条第2号ただし書該当性について

条例第5条第2号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報は公開することを規定している。

ア 本号ただし書の規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

イ 当審査会で確認したところ、本件組合長発言乙及び本件組合長発言丙と異議申立人が主張する関係漁業権者の漁獲高の減少等の被害等とは、関係性を有しているとは言えず、公開することにより保護される利益の存在を認めることは困難である。

ウ 他方、本件組合長発言乙及び本件組合長発言丙を公開することとなれば、上記(3)ウのとおり、当該組合の正当な利益を害するおそれがあることが認められる。よって、公開することによる利益を保護する必要性が、公開しないことによる利益を保護する必要性を上回るとはいえない。

エ したがって、本件組合長発言乙及び本件組合長発言丙は、公開することが必要であると認められる情報であるとは認められないことから、条例第5条第2号ただし書には該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本件検討内容は、実施機関が本件事案に対する処分等を検討するにあたり、今回の処分等を適用した理由や処分等に至る実施機関の検討状況を記載したものである。

当審査会で確認したところ、本件検討内容を公開した場合、実施機関が不利益処分を行う際の基準等が明らかになり、漁業法令の取締りに係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にする蓋然性が認められる。

したがって、本件検討内容は、本号アに規定する「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものと認められるため、条例第5条第4号に該当すると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 7 月 10 日	○ 諮問
7 月 21 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 28 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
8 月 4 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付し、 非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
8 月 25 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
平成 28 年 5 月 19 日 (第 160 回部会)	○ 審議
6 月 14 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
6 月 23 日 (第 161 回部会)	○ 審議
7 月 28 日 (第 162 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 28 年 8 月 8 日現在) (五十音順)